

令和 7 年 1 2 月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）

午後 2 時 2 8 分～午後 3 時 0 4 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

## 藤沢市農業委員会総会会議録

藤沢市農業委員会総会を令和7年12月24日（水）本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

2番	小林正幸	13番	吉原豊
3番	永野良徳	14番	加藤登
4番	田代恵美子	15番	伊澤忠治
5番	西山弘行	16番	井出茂康
7番	齋藤義治	19番	宮治政彦
8番	井上哲夫	20番	安藤康彦
9番	上田洋子	22番	澤野孝行
10番	吉川誠	23番	平川勝昌
11番	飯田芳一	24番	神崎享子
12番	三上健一	25番	砂川耕介

欠席委員は、次のとおり

1番	落合喜治	18番	北村利夫
6番	関根栄一	21番	佐藤智哉
17番	漆原豊彦		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山本	主幹	坂間	上級主査	松森
主査	久保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 54号 特定農地貸付け承認申請について
- 日程第 3 議案第 55号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第 4 議案第 56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 57号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第 6 議案第 58号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 7 報告第 21号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 22号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後 2 時 28 分

事務局（山本事務局長） それでは、皆様おそろいのようですので、定刻前ですが、始めさせていただきます。「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

開会前に、まず初めに、今回の議事に関して 1 点御説明がございますので、事務局からよろしくお願ひします。

事務局（松森上級主査） 議案書の 2 ページをお開きください。

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ということで、番号 1 の打戻の案件については、直前になりまして事業内容を見直したいというお話がございまして、今回の総会には上程しないことになりましたので、2 ページの番号 1 はなしという形になります。議案書につきましては、訂正する暇間がなく、記載のままですが、2 ページの番号 1 はなしで進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

事務局（山本事務局長） それでは、議案書の 2 ページの番号 1 は、今回は割愛、削除という取り扱いをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数 25 名で 5 名欠席ですので、出席者数は 20 名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。年末ということで、非常に忙しいかと思いますが、本当にありがとうございます。

早いもので、今年はもうあと数日で終わりますが、今年 1 年を通して感じることは、何といっても夏の猛暑がすごかったなということでございます。それと、諸物価の値上がりですね。いろいろなものが非常に上がりました。全て上がったと言っても過言ではないと思います。

そうした中で、5 年ごとに行われております農業センサスというのがあります。

すが、その速報値が先日発表されました。その中で、農業従事者の数が、この5年間で約25%減ったということで、30万人以上が減っているということです。日本全体では102万人が農業従事者でございますが、次の5年間では、多分もう100万人は確実に切るだろうと言われております。

そうなると、やはり日本の食料というものが今後どうなるのかなというの非常に心配なところでございます。自給率が38%ということで非常に低く、今、ほとんどが外国からの輸入に頼っているわけです。今後、農業者が減ると、もっともっと自給率が下がっていくような感じがいたしますので、とても心配でございます。

また、最近の心配事といいますと、宮原地区の関係で議会やマスコミにも取り沙汰されている件ですが、細かい点については、我々が立ち入ることではないのですが、地区への影響や農地転用について、今後、委員会としても検討が必要になってくるのではないかと思っています。

それでは、12月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、11番、飯田芳一委員と、12番、三上健一委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、獺郷の2筆。地目、いずれも田現況畠。地積、2筆合計385m<sup>2</sup>。内容につきましては、権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別、第3種農地。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本案件について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、丸子中山茅ヶ崎線、宮原交差点から南東に約350mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には御所見クリニックと御所見歯科医院があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、市内で水道整備工事業を営んでおり、自宅兼事務所の近くに貸倉庫を賃借しておりますが、事業規模拡大により、現在、使用している貸倉庫では手狭になることから、規模の見合う適地を探しております、規模的にも都合がよい申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は東、南側が植木畠、西側が道路、北側が水路になっております。西側の出入口以外の部分については地上高20cmの土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧の上、碎石敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第53号について、許可をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第53号について、許可をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第54号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主查。

事務局（松森上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認申請について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。土地所有者、住所氏名も記載のとおり。当該農地、葛原の1筆。地目は畠。地積は870m<sup>2</sup>のうち390m<sup>2</sup>でございます。内容につきましては、名称は市民農園（第7いきいき市民農園）。管理者はNPO法人。新規契約でございます。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本議案について意見を求める。

9番、上田委員。

9番（上田洋子委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道42号線に係る「藤綾跨線橋南側」交差点から南西に約250mの土地になります。

本件については、土地所有者がみずから特定農地貸付け法に基づく市民農園を開設するものです。

開設に当たっては、NPO法人に管理運営を委託することです。また、開設に当たり、藤沢市と貸付協定を締結しており、貸付面積90m<sup>2</sup>区画が3区画、年間賃料は1万5,000円となっており、1年ごとに契約を更新します。

なお、利用者の募集方法については公募により行い、選考方法は申込順であることなど、公正かつ適正です。管理運営を行うNPO法人については、既に葛原でも運営を行っており、これまでの農園の管理運営において特段問題がないことなどから、当該地についても適正な管理運営が行われるものと判断いたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第5,4号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第54号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第55号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主查。

事務局（松森上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認取消しについて」、御説

明させていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。土地所有者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、川名の6筆。地目は田現況畑、もしくは畑。地積は、6筆合計で2,531m<sup>2</sup>。内容として、名称はシェア畑湘南藤沢でございます。

資料は9ページをお開きください。

本件につきましては、県道藤沢鎌倉線にあります「川名」交差点の南西に約400mの土地になります。本件につきましては、2016年から土地所有者が開設し、法人が管理運営してきた市民農園において、2026年1月31日で廃止する旨申し出があったものでございます。利用者につきましては、2025年8月に廃止する旨告知をしているとのことでございます。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求める。何かございましたらお願ひします。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第55号について、承認をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

議長（斎藤義治委員） それでは、議案第55号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」  
を上程いたします。

なお、本議案、番号2については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号2について、事務局の説明を求めます。

松森上級主查。

事務局（松森上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明させていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、城南2丁目の土地5筆。地目、畠。地積、5筆合計で2, 349m<sup>2</sup>。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和7年4月3日。経営面積、3万5, 341m<sup>2</sup>。現地確認日、令和7年12月16日。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求める。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 本件につきましては、令和7年12月16日に相続人と事務局職員及び関根委員で現地確認を行いました。現地の状況は、ニンジンなどの栽培中及び野菜の作付準備中であり、全て適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第56号、番号2について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第56号番号2について、承認をすることに  
決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(退席委昌 入室)

それでは、本議案、番号1について、事務局の説明を求めます。

松森上級主查。

事務局（松森上級主査） それでは、番号1でございます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、打戻の20筆。地目、田もしくは畠でございます。地積は、20筆合計で1万465m<sup>2</sup>。区域区分は、記載のとおり。相続開始年月日、令和7年5月12日。経営面積、7,574m<sup>2</sup>。現地確認日、令和7年12月16日。

以上でございます。

議長（斎藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求める。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 本件につきましては、令和7年12月16日に相続人と事務局職員及び私で現地確認をいたしました。現地の状況は、花卉栽培中及び野菜の作付準備中であります。全て適切に管理しておりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第56号、番号1について、承認をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

議長（齊藤義治委員） それでは、議案第56号番号1について、承認をすることに  
決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第57号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号12及び番号14については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、

対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号12について、事務局の説明を求めます。

久保主查。

事務局（久保主査） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」、御説明いたします。番号 12 になります。

番号12は、西俣野を中心に303aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

議長（斎藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第57号、番号12について、承認をすることに御異議はございません。

### 「異議なし」の声多数

それでは、議案第57号、番号12について、承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(退席委員 入室)

続きまして、番号14の対象委員は退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号14について、事務局の説明を求めます。

久保主查。

事務局（久保主査） 番号14は、下土棚を中心に50aを耕作する方の新規借受分

で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第57号、番号14について、承認をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

それでは、議案第57号、番号14について、承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(退席委員 入室)

それでは、本議案、番号1から番号11、番号13、番号15から番号18について、事務局の説明を求めます。

久保主查。

事務局（久保主査） 番号1は、用田を中心に109aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくことです。

番号2は、用田を中心に51aを耕作する法人の利用権から中間管理への切り替えで、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号3は、用田を中心に364aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号4は、用田を中心に364aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号5は、大庭を中心に90aを耕作する方の利用権から中間管理への切り

替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号 6 は、打戻を中心に 55 a を耕作する法人の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、果樹を栽培していくとのことです。

番号 7 は、獺郷で 32 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号 8 は、獺郷を中心に 89 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号 9 は、宮原で 47 a を耕作する法人の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、水稻及び野菜を栽培していくとのことです。

番号 10 は、宮原で 33 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号 11 は、西俣野を中心に 206 a を耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

1 つ飛びまして、番号 13 は、西俣野を中心に 206 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

1 つ飛びまして、番号 15、番号 16 は、高倉を中心に 73 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号 17、番号 18 は、石川を中心に 28 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたらお願いいいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 57 号、番号 1 から番号 11、番号 13、番号 15 から番号 18 につ

いて、承認をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

議長（斎藤義治委員） それでは、議案第57号、番号1から番号11、番号13、番号15から番号18について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第58号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主查。

事務局(久保主査) 番号1は、遠藤を中心に68aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（斎藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求める。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第58号について、承認をすることに御異議はございませんか。

### 「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第58号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第21号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主查。

事務局（久保主査） 番号1は、権利の設定を受けていた法人の人員不足に伴い、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2、番号3は、農地転用に伴い、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願ひいたします。

――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第21号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、報告第22号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず14ページが、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

藤鵠・村岡・明治地区が1件となっております。

続きまして、15ページから16ページまでが、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が2件、藤鵠・村岡・明治地区が6件、合計9件となっております。

続きまして、17ページ以降が、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が3件、藤鵠・村岡・明治地区が6件、合計9件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願ひいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第22号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして12月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時04分

以上のとおり相違ありません。

議長 齋藤義治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)